再意見書

東相制第 08-139 号 平成 21 年 2 月 4 日

情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

連絡先 相互接続推進部

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規 則第2条の規定により、平成20年12月16日付け情郵審第46号で公告さ れた接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。 別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

-実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定-

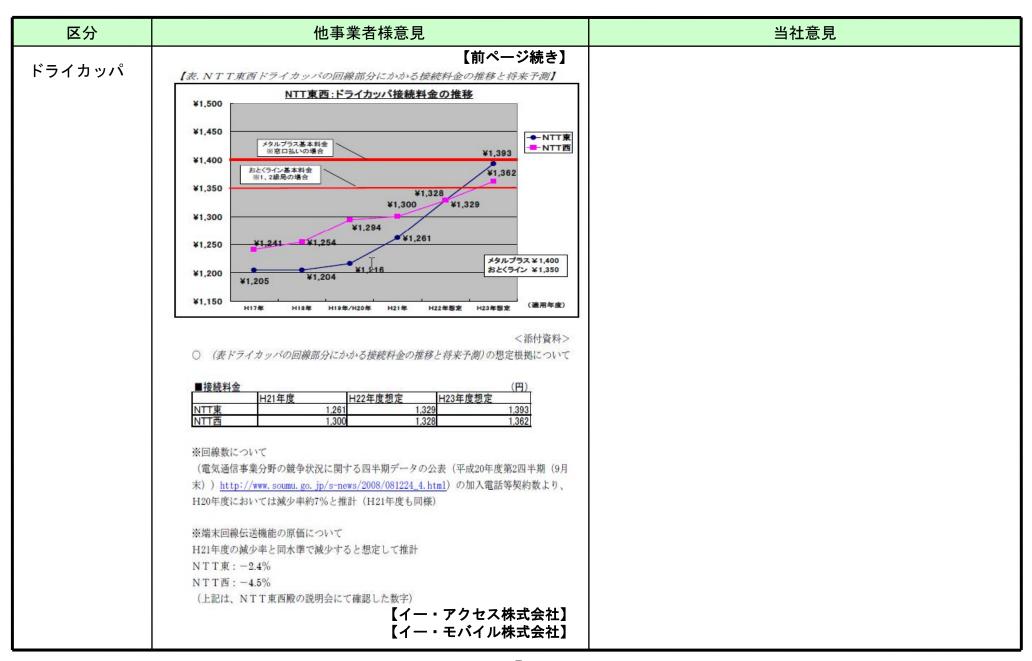
平成21年2月4日東日本電信電話株式会社

区分	他事業者様意見	当社意見
接続料全般	IP化の進展に伴い、旧来の非IP系サービス(いわゆるレガシーサービス)に係る接続料が上昇傾向に転じ始めております。 IP化が進展しているとはいえ、レガシーサービスが相当数利用されている現状を考慮すると、接続料の値上げの影響は大きいといえます。この傾向が続いた場合、NTT東西殿利用部門を含む通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラである通信サービスを利用するユーザにとって不利益となることが考えられます。 加えて、現在の経済不況を考慮すれば、より低廉な接続料が設定される必要性が高まっており、接続料が低減化できれば、通信事業全体の需要の拡大と発展につながるものと考えます。 このような市場へ与える影響や、百年に1度と言われている現在の経済不況といった特殊事情等を加味し、従来の議論を超えたNTT東西殿の接続料の低廉化の方策に関する議論を早急に開始していただきたいと存じます。 【ソフトバンクBB株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】	接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。

区分	他事業者様意見	当社意見
接続料全般	ドライカッパ回線や公衆電話機能等、レガシー系サービスに係る接続料については上昇傾向が続いており、最大限のコスト削減が図られているかを厳密に検証する必要があります。その上で、仮にトラフィックの減少に応じた比例的なコスト削減を行うことに限界があるとすれば、NTT東・西はユニバーサルサービス制度による補填を受けながら加入電話や公衆電話を提供していることから、抜本的な対策を講じないままこれらのサービスを維持し続けることには、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益の観点で問題があると考えます。 そのため、NTT東・西は早期にこれらのサービスの維持及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにし、公の議論として、NTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方を総合的に見直すことが急務であると考えます。 【KDDI株式会社】	申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。 なお費用等の推移については、毎年度設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に実績を詳細に記載し公表しており、十分検証可能であると考えております。

区分	他事業者様意見	È	当社意見		
ドライカッパ	ドライカッパ回線に係る端末回線伝送機能の接続料は上昇傾向にあり、今後も光化が進展する中で稼動回線は減少し、引き続き接続料が上昇していくことが予想されます。この件に関しては昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等においても接続事業者から様々な意見が出さのこれら意見に対し答申において「稼動回線の減少が単金の上昇要因となっているものであり、メタル回線コストはむしろ毎年低廉化傾向であり、・・・減価償却期間を長期化する等の激変緩和措置は適正原価に基づく接続料設定の原則に反する」等の考え方が示されました。しかしながら、仮に接続料が上昇し続けた場合、通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラ	申請した接続料について 用及び需要に基づき適正に ドライカッパについては きた結果、費用は減少(上回る回線数の減少(▲6. (参考) ドライカッパコスト・回線	算定してお 、費用削減 A2.4%)とな 1%)が生し	ります。 に継続的に なりましたか こております	取り組んで ヾ、これを -。
	である通信サービスを利用するユーザにとって不利益とな ることが考えられます。		①H19	②H18	1/2-1
	よって、適正原価に基づき接続料が設定されているから	a. 原価(百万円)	379,932	389,307	▲ 2.4%
	問題ないとするのではなく、接続料の上昇を抑制するよう な施策や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」	b. 回線数(回線)	25,731,760	27,390,732	▲ 6.1%
	という。) 殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。) 殿(合わせて以下、「NTT東西」とい	c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,230	1,184	+3.9%
	う。)にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】				

区分	他事業者様意見	当社意見
ドライカッパ	ドライカッパの回線部分にかり、今後キFTカッパの回線部分にかり、今後後もFTカッパの可線部分にかり、今後後もFTカッパの可線部のこととを考慮すれば、、平成18年度がレーションが進展向が続くととを考慮すれば、といるのにととを考慮すれば、といるのと推察します。 上表(次ページ参照)は回線数のにおりになり、中では23年度に適けないではでは、1、400円に近づ然事業でのがよりでは、1、400円に近づ続事業で、一旦に近づく水準まで上昇す接続においてます。 実際には接続料金が上昇し、平成23年度においれま、。実際には接続事まで、「月本の水準のにはが、1、400円に近づ続事まで、「月メタルでは、1、400円に近づ続事まで、「月メタルでは、1のように近が、事まで、「月メタルでは、1のように近が、事まで、「月メタルでは、1のように対けービスに、「日本のようが提供でして、「日本のように対けービスに、「日本のようが提供では、1のように対けービスに、「日本のようが提供では、1のように対する影響を勘線部がよって、「日本のようにがあるとして、「日本のようにが表するとのようにが表するといるというによって、「日本のようにが表するとでは、1のようには、1のようは、	接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。 また、「ドライカッパの回線部分に配賦されるコストの適正性の確認」とのご指摘については、ドライカッパ回線の接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計における費用の帰属方法は、接続会計処理手順書に記載するとともに、帰属結果である原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。



区分	他事業者様意見		当社意見		
専用線	接続専用線に係る端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る接続料についてもNTT 東日本殿において接続料が上昇傾向にあり、NTT 西日本殿においても今後上昇傾向に転じることが想定されますので、接続料の上昇を抑制するような施策やNTT東西殿にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。	申請した接続料については、接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。 接続専用線の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能については、費用削減に継続的に取り組んできた結果、費用は減少(▲10.2%)となりましたが、これを上回る回線数の減少(▲10.9%)が生じております。			
	【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	(参考) 専用線(通信路設定伝送板	後能部分)コ	スト・回線	数比較
			①H19	②H18	①/2-1
		a. 原価(百万円)	55,094	61,372	▲ 10.2%
		b. 回線数(回線)	342,111	383,921	▲ 10.9%

区分	他事業者様意見	当社意見
公衆電話	公衆電話発信機能に係る接続料は昨年度に引き続き値上がりとなっております。これについて昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等において「コスト削減を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少があったことによるもの」(NTT東西殿)との意見が寄せられておます。またコスト削減については「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等連載しているとの報告において、7%を上回る経営効率化を達成しているとの報告がされております。 しかしながら公衆電話は、携帯電話の普及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿っている状況であり、コーザが公衆電話は、携帯電話の音及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿ってしてるまれながら公衆電話に期待する役割も変化してきるまであれます。 このような状況を踏まえ、まずはIP時代における第一種公衆電話の正のような状況を踏まえ、必要とされていての議論・を変とが行われるでき機能等、必要とされていての議論・をであれば、次の段階として、第一種公衆電話の必要性が認められるのであれば、次の段階として、第一種公衆電話の設置基準持方法(設置主体がどこであるべきか)等の議論を行うべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】【ソフトバンクテレコム株式会社】【ソフトバンクテレコム株式会社】【ソフトバンクテレコム株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】	公衆電話発信機能に係る接続料については、費用削減(アナログ公衆電話発信機能:▲12%、ディジタル公衆電話発信機能:▲22%、ディジタルクの減少(アナログ公衆電話発信機能:▲22%、ディジタル公衆電話発信機能:▲14%)が生じております。 公衆電話サービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及に伴い、厳しい状況となっておりますが、戸外における最低限の通信手段の確保に配意しつつ、低利用公衆電話の廃止を進めるとともに、更なる費用削減に努めていく考えです。 また、現在ユニバーサルサービスの対象となっている第一種公衆電話の在り方については、携帯電話の普及により利用が年々減少していることを踏まえ、今後の利用状況や社会的コンセンサスの変化に配意しつつ検討する必要があると考えます。

区分	他事業者様意見	当社意見
回線管理運営費	本変更案において提示されている、サービス別の回線管理運営費において、光ファイバの単金に関し、昨年度に続きNTT東西殿で大きな乖離が生じております(昨年度はNTT東日本殿が140円、NTT西日本殿が397円で乖離額は257円、本変更案ではNTT東日本殿が131円、NTT西日本殿が322円で乖離額は191円)。これについて昨年度の平成19年度及び20年度の実際費用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する答申においては、「NTT東西間で、契約者データベース管理について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と稼動回線数の相違に起因しているもの」との考え方が示されておりますが、NTT東西殿の事業者説明会及び網使用料算定根拠においての情報だけでは具体性がなく十分ではないと考えるため、詳細な機能の違い等の情報開示を行っていただき、NTT東西殿間でのヤードスティック競争を更に促進させる必要があると考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】【ソフトバンクテレコム株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】	単金の東西格差については、需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概には比較できないと考えます。 なお、回線管理運営費の原価は、事業者説明会及び網使用料算定根拠にて公表しており、必要な情報は十分開示されていると考えております。

区分	当社意見
貸倒率 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月答申)では、「貸倒損失の接続料原価への算入にあたっては、NTT東西が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにも拘わらず発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入することが適当」、とされなお、リスク	意気通信事業分野における事業者間接続等に係 置に関するガイドライン」及び接続約款等に基 を発生させないためのリスク管理を適切に行 。 で管理の状況について公表するという趣旨のご 当該事業者との守秘義務に抵触することから

区分	他事業者様意見	当社意見
耐用年数	平成20年度の税制改正において、デジタル交換設備(IP 系設備を除く)及び蓄電池設備等の法定耐用年数がそれぞれ6年から9年、6年から8年に長期化されています。これら設備の耐用年数については、NTT東西殿の接続事業者向け説明会においても「6年で設備が利用できなくなるわけではない」(NTT 東西殿)とのご説明があったところであり、耐用年数を8年又は9年に延ばしたほうがより使用実態に近づくことになります。従って、今年度は平成19年度実績に基づくため従前の6年の耐用年数となりますが、来年度の接続料算定においては、こうした耐用年数の長期化が適正に図られるべきと考えます。 一、前用年数の見直しに際しては、耐用年数変更による償却費合計額の相違などが発生することは当然のことながら認められず、減価償却を終了した設備コストの取り扱い等が適正になされることが必須と考えます。 【ソフトバンクB株式会社】【ソフトバンクテレコム株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】【ソフトバンクモバイル株式会社】	平成20年度税制改正においてデジタル交換設備等の設備については法定耐用年数が変更になりましたが、当社のデジタル交換設備(IP系設備を除く)及び蓄電池設備等については、当該改正の前後において使用実態に特段の環境の変化が生じていないことから、財務上の耐用年数を変更しておりません。そのため、接続会計の前提となる財務会計の費用計上と整合を図る観点から、財務上の耐用年数を用いて算定することは適正であると考えます。

区分 他事業者様意見	当社意見
区分 他事業者様意見 本変更案において、料金回収手続費が低廉化の方向で見直されていることについては評価しますが、現在の算定方法では、今後の更なる低廉化にも限界があるものと考えられます。今後は、料率の上昇を抑制するような施策、NIT東西殿に一層のコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。 料金回収手続費の原価について、「請求書作成・発送業務に係る費用」のうち「郵送料」が大幅に上昇しております(昨年度比でNTT東西殿共に約9%の増加)。特に、NIT 西日本殿では、平成18年度8,440百万円、平成19年度9,395百万円、平成20年度10,240百万円のように毎年、費用が増加している状況にあります。昨年の弊社共意見書(平成20年2月14日付け)にて、「郵送料」の大幅な上昇を指摘したところ、答申において「郵送料は、郵送料総額を請求書と同封物の重量比により案分して事が減少しているため、相対的に請求書への案分額が増加している」との考え方が示されておりますが、毎年増加している郵送料を更に検証するために、請求書と同封物の重量比について、過去分も含め詳細情報を開示して頂きたいと考えます。なお、通常、郵便物を発送する場合、例えば、定形外郵便物であれば50gまでが120円、100g までが140円)で、50gの重量差が郵便料金に与える影響は僅か20円であり、郵便料金の大半は郵便物発送そのものに係る基本的な料金が大半を占めているものと思われます。このため、郵送料を請求書と同封物の重量比のみに基づき費用案分する現在の計算方法は必ずしも適切ではないと思われ、	当社意見 当社は費用削減に継続的に取り組んできており、今後も多率的な業務運営に努めていく考えです。 なお、料金回収手続費の原価に含まれる「郵送料」については、郵送料総額を重量比により按分したうちの請求書分の費用となりますが、近年、同封物が減少し、相対的に請求さいの按分額が増加しております。 また、現に郵便料金が重量別に定められていることからき郵送料を請求書と同封物の重量比に基づき費用按分する現での計算方法は適切かつ合理的であると考えております。 なお、請求書と同封物の重量比は以下の通りとなっております。 (参考)請求書と同封物の重量比は以下の通りとなっております。 (参考)請求書と同封物の重量比は以下の通りとなっております。

区分	他事業者様意見	当社意見
優先接続受付 手続費	昨年度と比較し、大幅な値上げとなっております(昨年度は1変更あたり0.15円、本変更案では56円。約370倍)。 当該手続費については、有料登録受付数が大幅に減少しているにも係らず、設備管理運営費等のコストが削減されておらず、効率的なコスト削減が十分にされていないと考えられます。 また、設備管理運営費の内訳は、網改造料算定根拠からは	優先接続受付手続費については、優先接続の登録申込受付、 登録処理等に係る費用から、事業者識別番号等変更料(お客 様負担額)を控除した額を事業者間精算対象額とし、これを 登録受付区分数で除した手続費を接続事業者に負担して頂い ております。 平成18年度のコストについては、マイライン受付システム
	詳細が把握できないため、詳細について開示される必要があると考えます。 なお、今回のような大幅な値上げは、接続事業者にとって	の償却期間終了に伴って、設備管理運営費が大幅に減少する という特別の事情があり、料金額は大幅に下落しております。
	は負担費用の予見性確保の観点から問題があると考えます。 優先接続手続費を含む一部工事費・手続費においては、「・・・ 年度毎のご利用数等の偏在が発生するため・・・事業者様のご負 担に不公平を生ずる可能性がある」(昨年度のNTT東西殿の意 見書)とのことで事後精算制度が残されておりますが、利用 数等の偏在の実態を開示いただくとともに、改めて事後精算 の廃止を検討すべきと考えます。	今回申請した平成19年度のコストについては、マイライン協議会での事業者間合意に基づき、新たにマイライン受付システムを構築し減価償却費相当等が上昇したものの、運用の効率化に配意したコスト削減等もあり、設備管理運営費は平成18年度のコストと同水準となっております。 一方で、有料登録受付件数及び登録受付区分数が減少したため、結果として料金額が上昇したものです。
	【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	なお、優先接続受付手続費についても、事後精算制度の対象となっている他の工事費・手続費と同様、接続事業者からの申込等に起因して発生する料金であり、年度毎に登録受付区分数等の偏在が発生するため、調整額として翌々年度料金へ算入するスキームを導入した場合には、事業者間の負担に不公平を生ずる可能性があることから、事後精算制度の対象としていることは合理的であると考えております。

区分	他事業者様意見	当社意見
優先接続受付手続費	NTT東西殿が接続約款認可申請を行った平成21年度の実際費用方式に適用する改定接続料につきまして、以下理由により優先接続受付手続費(1区分当たり)の認可に反対します。 ① 優先接続受付手続費(1区分当たり)の不明瞭な運営コスト今年度の登録受付区分数が約2割以上も減少したにも関わらず、運営コストが昨年度と比較し増加しております。一般的には登録件数が減少すれば人件費等の変動費用が抑えられコストは低減するものと考えられますが、それに反してコストが増加している理由が本申請内容だけではわかりません。コスト内訳の詳細情報開示もない状況下では、本申請料金は到底受け入れ難いものと考えております。 ② 優先接続受付手続費(1区分当り)の大幅値上げ優先接続受付手続費については、平成19年度分を例に挙げると当初37円が適用されましたが、遡及精算により0.15円へ改定(変動率▲99.6%)またタイムラグ精算として56円(変動率+37233%)と、通常の想定範囲を大幅に超える変動となっております。これは登録件数が大幅に変動している現在の状況下では、今後も同様の変動が発生する可能性が高く、中小規模の事業者にとっては事業運営を左右する大きな要因にもなることから、現在の算定方式での手続費改定に反対します。事業者の積極的営業活動が阻害され、中継電話市場全体が縮小することのないよう将来原価方式等を含めた早急な算定方式の見直しを要望します。	No. 11に同じ

区分	他事業者様意見	当社意見
自前工事調整等 作業費	減設工事に伴う自前工事調整等作業費の単金化は、費用内 訳の明確化及び公平性の観点からも賛成します。 ただし、以下に述べる通り算定根拠については検証が必要 と考えます。	自前工事調整等作業費の「撤去に係る施工結果確認」と 「撤去に係るデータベース等補正」については、平成19年度 の実費請求における作業時間の実績に基づいて算定したもの であり、調査件数も十分であることから、適正な料金である と考えます。
	従来、該当費用は各支店の判断で実費として算定していたため、弊社の事例においても、作業時間にバラつきがあり、効率的な業務の工数による算定が行われていないケースも発生しています。現状では支店毎に工数が異なるため、今回の算定根拠に使用した実績についても適切に業務改善がされたものであるか検証が必要と考えます。	<調査件数> 撤去に係る施工結果確認 : 2,623件 撤去に係るデータベース等補正 : 1,193件
	<弊社の事例> 〇データベース等補正費(1工事あたり) 東京支店、宮城支店:¥6,280(1時間)、22件実施 福島支店:¥18,840(3時間)、2件実施	
	従いまして、NTT東日本殿は、次年度において見直しの 予定は無いとのご説明でしたが、各支店が業務効率化を図っ た上で、その実績を元にした単金を設定すべきと考えます。 また、NTT西日本殿においては、今後も更なる業務効率化 を推進し、次年度の見直し時には、申請された単金よりも低 廉化されることを要望します。	
	【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】	

区分	他事業者様意見	当社意見
コロケーション電気料	本年度の設備保管料の電気料金は、NTT東日本殿においては平成16年度水準と比較して約30%の上昇となっています。一方、一般的な電気料金単価の推移をみると、平成16年度から平成19年度までの期間では、上昇傾向は見られません。コロケーション費用において電気料金は大きな要素であり、費用の妥当性の観点から、設備保管料の電気料金についても検証が必要と考えており、NTT東西殿には、電気料単価の上昇要因、もしくは算定方法の変更の有無などについてご説明願いたいと考えます。 ** NTT東西酸: 設備保管料の電気料、平成16年度を1とした場合の推移	設備保管料における電気料は、当該年度における各電力会社との契約に基づくビル毎の電気料金に基づき算定しており、従前より算定方法に変更はありません。 ご指摘の電気料単価の上昇につきましては、近年の原油価格の高騰等による燃料費調整額の上昇に伴い、総じて電気料金単価が上昇傾向にあることが主な要因であると考えます。 なお、電気料と一般的な電気料金単価の比較については、当社が提示した電気料は東京及び神奈川エリアのビルであって、その9割以上が高圧電力にて契約していることを勘案すれば、電気料の比較対象は一般家庭を含めた「全国平均の電力料金単価」ではなく、提示したビルが存在する電力会社における「高圧電力の平均単価」であると考えます。また、当社の「平成21年度に適用する電気料」の算定にあたっては「平成20年度のコスト」を用いるため、電気料の増減率を比較する年度は、平成19年度ではなく、平成20年度であると考えます。したがって、下記の通り、ご指摘のような著しい傾向の差異はないものと考えます。 NTT東日本設備保管料(電気料)の推移 H16年度